

平成29年4月新発田市教育委員会定例会会議録

○ 議事日程

平成29年4月4日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議席について

日程第3 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

日程第4 教育長職務報告

日程第5 議 題

議第 1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

議第 2号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定について

日程第6 その他

(1) 平成29年度新潟県市町村教育委員会連合会役員について

(2) 平成29年新発田市議会2月定例会の報告について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

大 山 康 一 教育長

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育総務課長 杉本茂樹

教育総務課長補佐 大森雅夫

学校教育課長 萩野喜弘

文化行政課長 平山真

中央図書館長 平田和彦

中央公民館長 伊藤英策

青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）
久住和明

○ 書記

教育総務課長補佐
佐久間与一

教育総務課学事係長
小室貴史

○ 資料確認

○ 大山教育長

会議に先立ち、新年度に入り人事異動により事務局職員に異動がありましたので、ご紹介願います。

○ 杉本教育総務課長

定例教育委員会の出席メンバーで、新年度の体制で異動がありました二人を紹介いたします。はじめに萩野喜弘学校教育課長であります。

○ 萩野学校教育課長

萩野喜弘と申します。このたび学校教育課長を拝命いたしました。新発田市の子どもたちのために、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 杉本教育総務課長

次に久住和明青少年健全育成センター所長でございます。

○久住青少年健全育成センター所長

青少年健全育成センター・児童センター所長を仰せつかりました久住と申します。一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成29年4月定例会を開会します。

はじめに、平成29年4月1日付で新たに小池庸子委員が教育委員に就任されましたのでご紹介いたします。

小池委員、ご挨拶をお願いします。

○小池委員

先日4月1日付で辞令を拝命いたしました。前職場は菅谷小学校ですが、小池庸子と申します。昨日、辞令を拝命いたしまして、改めてこの責務の重要さ、重大さに身の引き締まる思いがしました。私個人としては非力な人間ではございますが、38年間、教育に奉職した経験をすべて余すところなく新発田の子どもたちのために全力で、この職務に専念していかなければならない決意を新たにいたしました。微力ではございますが、子どもたちの健やかな健全育成を目指して、そして新発田市のますますの繁栄・発展を願ひまして、この職務を全力で努めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

ありがとうございました。それでは会議を始めます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○大山教育長

日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。関川教育長職務代理者を指名いたします。

日程第2 議席について

○大山教育長

日程第2 議席についてであります。

新発田市教育委員会会議規則第4条により、委員の議席は教育長が定めることになっております。

議席については、机上に配付した議席表のとおり定めましたので、ご了承願ひます。

日程第3 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について

○大山教育長

日程第3 前回定例会会議録及び臨時会会議録の承認について、お諮りいたします。

すでに送付してあります会議録について、ご質問等ございますか。

○大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録及び臨時会会議録は承認されました。

日程第4 教育長職務報告

○大山教育長

日程第4 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（平成29年3月1日～平成29年3月27日分）」及び「平成28年度 教育委員会 主な事務事業 進捗状況（第4四半期）」によりご了承願います。

○大山教育長

主な事務事業の進捗状況について、事務局から補足説明等ありますか。

（「なし」との声）

○大山教育長

何かご質問等ございますか。

（「なし」との声）

○大山教育長

ないようですので、教育長職務報告及び事務事業進捗状況については、了承することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

○大山教育長

異議なしと認め、教育長職務報告及び事務事業進捗状況は了承されました。

日程第5 議 題

○大山教育長

日程第5 議題に入ります。

議第1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第1号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

資料については「議案」と「議案に係る資料」をご覧くださいと思います。

議案についてはめくっていただきまして2ページでございます。新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則につきましては、規則の第19条第1項中「管理主事」の次に「、統括指導主事」を加える、というものであります。遡及して4月1日から施行という提案でございます。議案に係る資料は2ページの新旧対照表をお願いいたします。現行（改正前）の第19条は「管理主事又は指導主事を置くことができる。」となっております。ここに「統括指導主事」を加え、「管理主事、統括指導主事又は指導主事を置くことができる。」ということで、この4月からの体制に合わせて組織規則を改正したいというものであります。この目的につきましては、改正理由にありますように、学力の向上に向けて学校に対する教育委員会の指導体制を強化するために、学校教育課に統括指導主事を新たに置くものであります。統括指導主事につきましては、指導主事を統括し、学校に対する指導業務を一層充実させることで、授業改善による学力向上の強力な推進役を担う、というものでございます。第1号の提案理由、提案内容については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。ご質問のある方お願いいたします。

○桑原委員

管理主事、統括指導主事、指導主事について、それぞれどういう仕事をするのかは先ほどお聞きしたのですが、新旧対照表の第19条ですが、「管理主事、統括指導主事又は指導主事」となっています。法文上の表現というのは、私も疎いところがありますが、「又は」という表現でよろしいのでしょうか。つまり、この3つのポストがあった場合、極端な話、どれか一つだけ置いていけばいいというように理解できると思います。基本的に今後は全員を置くことになるわけです。指導主事は複数いらっしゃるわけであって、管理主事は学校教育課長がなさるということで、さらに統括指導主事という新しいポストを置くので、「又は」という表現がいいのかどうかということです。

○杉本教育総務課長

桑原委員がご指摘の点については、法制執務室という市全庁の法規関係を所管するセクションがございまして、そちらに改正文の協議をした上での改正でございます。今のご指摘の点はたしかに、「and（アンド）」ではなく「or（オア）」ということで、実際には全員置いているということではあります。表記上は「これによし」という確認をとっておりますが、またなお、重ねて確認をとっておきたいと思っております。手続き的などころでの確認はとっているということでご了承をいただいた上で、ご指摘をいただいた点を再度確認をしていきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

○関川教育長職務代理者

今の件について、私もそこについて違和感がありました。

改めて確認をするということであればお願いしたいと思いますが、「管理主事又は・・・」ではないかと思います。「・・・統括指導主事及び指導主事を置くことができる。」とした方が言葉としてはスムーズではないかということからすると、ここの位置にある「又は」は違和感があります。実質的に変わるわけではないので、黙っていたのですが。

改めて法制執務室に確認するというのであれば、どうなのかなというのが私の感覚です。

○佐久間教育総務課長補佐

私も関川委員、桑原委員と同じような疑問を持って法制執務室に問い合わせましたが、改正後の表記だと、3つの職名をすべて置くこともできるし、1つだけでもいいし、2つでもいい、ということで確認を取った上でこのような表記にしたところですよ。

繰り返しになりますが、3人置く場合、2人だけ置く場合、1人だけ置く場合とすべての場合に対応が可能なようにこのような表記にしたところでありまして。

○大山教育長

改正前の条文の方がわかりやすいですが、「管理主事又は指導主事を置くことができる。」だと「管理主事」でも「指導主事」でも置くことができる。「管理主事及び指導主事を置くことができる。」にすると両方置かなければいけないという表現になってしまうということですか。

○佐久間教育総務課長補佐

そうです。

○大山教育長

そこにさらに「統括指導主事」を一つ増やしたので、管理主事の次に句読点を入れ、指導主事と「又は」でつないだということなんですね。

○佐久間教育総務課長補佐

一般的な感覚からすると違和感があるのですが、この表記だと1人でも、2人でも、3人でもということですからすべてのケースに対応できる表現ということで、法制執務室の確認をとった上で提案させていただいたところです。

○大山教育長

この表記は、学校教育課及び教育センターに「管理主事又は統括指導主事又は指導主事を置くことができる」という意味で「この中のだれか1人だけでもいいんですよ」ということですか。

○佐久間教育総務課長補佐

そのとおりです。

○桑原委員

私もそのように理解をしました。

でも、それだと幅がとても広いですね。「3つの職をすべて置いて頑張る」という姿勢が薄れる感じがします。

○杉本教育総務課長

統括指導主事を置かなくてもいいと解釈できるということですね。

○桑原委員

教育委員会としてそこまでは許しますよ、という感じに受け取れました。

○大山教育長

組織規則ですから、意気込みを示すのではなく、組織上許される範囲を規定するということです。規定にないことはできない、規定にない職名を置くことはできないので広げたということでご解釈をいただけますでしょうか。

○関川教育長職務代理者

そのところはすでに吟味してあるということであるならば、敢えてどうしろというわけではないんです。気持ちはよくわかりますから。管理主事も置くし、統括指導主事も置きます。その他嘱託の指導主事も置くことができます、ということで定めてありますので、問題はないと思いますが、念のためもう一度確かめていただくことはやぶさかではないのかなという気はいたします。

○杉本教育総務課長

はい。

○桑原委員

もうひとつは組織上のことですが、今日、「教育センターの概要」という資料をいただきましたが、条文第19条には「学校教育課及び教育センター」と並列的に書かれていますが、この表記でいいのでしょうか。

今日いただいた資料を見ましたら、学校教育課の中に教育センターが位置づけられていると理解したのですが。

○杉本教育総務課長

ここは兼務の発令の関係がありますので、母体の学校教育課と、なおかつその機関である教育センターに職員を置くということでの表記のために敢えてこういう表記になっております。

○大山教育長

兼務の職員が学校教育課にも教育センターにも同じ人が所属するので、横並びに表現をしたということですか。

○杉本教育総務課長

はい。

○関川教育長職務代理者

実質的には、課長の指導下、統括指導主事の指導下に入ることではあります。センター長がその人になるわけでしょうか。

ただ分掌上の辞令発令に関連して独立機関という言い方をできるような書き方をしておいた方がいいのかということだと思います。

○桑原委員

そして結果として兼務になるというふうを考えるのかと思います。

○大山教育長

ただ組織上は別なところに規定があって、ここは専門的職員のことについて規定しているので、職員の方から見てここに置けるよという書き方だと思います。ですからあまり違和感はないと思います。

○桑原委員

資料の新旧対照表には、第19条の前後の条文が省略されていて、前にどういう規定が書いてあるのかわからなかったので質問させていただきました。

○大山教育長

それでは、「又は」のところを再度確認をするという前提で、第1号議案については、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

(「はい」という声)

○大山教育長

異議なしということで議第1号については可決することに決めます。

○大山教育長

次に議第2号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

○大山教育長

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

議第2号につきましては、職員職名規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正理由といたしましては、議第1号と同様であります。改正内容につきましては、議案の4ページにありますように、第2条に「統括指導主事」を加え、第3条の各号を調整しまして、3条に「統括指導主事」を位置づけ、加えるというものであります。新旧対照表をご覧くださいますと、現行の第2条、第3条に対し

まして改正後は、第2条の(1)事務職員の「管理主事」の次に「統括指導主事」を加え、第3条にあつては、「管理主事」の次に「統括指導主事」を加えるというものであります。教育委員会の職名規則につきましては、基本は市長部局の職名規則を準用することになってはいますが、市教育委員会として必要な職名を定めるものが本規則であります、そこに「統括指導主事」を加えたいというものであります。説明は以上であります。

○大山教育長

説明が終わりました。皆様からご質問等ございますでしょうか。

○桑原委員

事務職員の並べ方についてですが、「センター長」と「副所長」以外は第3条に列記してある順番に並べてあります。しかし、「センター長」と「副所長」の位置というのはここでよろしいのでしょうか。

第3条は、「管理主事」、「統括指導主事」、「指導主事」と並んでいます。第2条第1号でも順番に並んでいます、が、「センター長」と「副所長」が間に入っています。私の感覚ですと、「センター長」と「副所長」は先頭に持ってきてもいいのではないかと思うのですが。

○杉本教育総務課長

「センター長」と「副所長」については改正前の条文でも「指導主事」の次にきておりましたが、これは、管理職手当の関係で手当の号数にそれぞれ違いがありますので、手当の上位の者から順番に並べているはずで。

改正前の条文でも「指導主事」の次に「センター長」と「副所長」がきておりますので、この職名の順番につきましては、従前から手当の号数の上位の者から並べているはずですので、この順番からしますと「指導主事」の前に「統括指導主事」がくるということで、よろしいかと思えます。

○桑原委員

「センター長」、「副所長」も俸給の号数からいうと指導主事より下ということですね。

○杉本教育総務課長

管理職手当の区分からするとそういうことになると思います。

○大山教育長

「センター長」というのは、学習センター長ということですか。育成センターも入っているのでしょうか。

○杉本教育総務課長

学習センターと育成センターは「所長」になります。

○桑原委員

センター長というのは教育センター長ではないのですか。

○杉本教育総務課長

そのとおりです。

○大山教育長

「副所長」は共同調理場の関係ですか。

○杉本教育総務課長

「副所長」を発令しているのは共同調理場の「副所長」のみであります。共同調理場の所長については、教育総務課職員を発令をしておりますが、副所長は受配校の校長を発令しております。単独調理場の所長については、校長ということで発令をしております。

○大山教育長

センター長と副所長は課長補佐級ということですね。そうすると手当の額でいうところの順番になるということですね。

○桑原委員

わかりました。

○大山教育長

その他にございますか。

○大山教育長

他にないようでありますので、議第2号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第2号について、可決することに決しました。

日程第6 その他

○大山教育長

日程第6 その他に入ります。

はじめに(1)平成29年度新潟県市町村教育委員会連合会役員についてであります。資料については、「その他資料」の1～3ページをお願いします。

昨年7月15日に加茂市で開催された平成28年度新潟県市町村教育委員会連合会(以下「県連」という。)定期総会において、教育委員も県連の役員となれるよう会則が改正されました。資料1ページが「改正理由、内容」、2ページが「新旧対照表」、3ページが「平成29年度県連役員構成」となっております。

この会則の改正を受けまして、これまで私が努めてまいりました県連副会長について、平成29年度は関川教育長職務代理者をお願いしたいと考えております。関川教育長職務代理者には内諾を得ておりますが、皆様からもご了承をいただきたいというものであります。

この件について、皆様からご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようですので、関川教育長職務代理者を県連役員へ選出することについて、ご了承をお願いいたします。なお、県連の上部組織の研修会等がある場合は、関川教育長職務代理者に出席いただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

関川教育長職務代理者については、大変お世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

○大山教育長

次に、(2)平成29年新発田市議会2月定例会について報告を受けます。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それではお手元に配布の定例会報告の冊子によりご説明しますが、やりとりの詳細については割愛させていただきまして、教育委員会に関わる代表質問、一般質問の項目をご紹介しますながら報告に替えさせていただきたいと思っております。

1ページの代表質問ですが、5会派からの代表質問がありました。一番の「新発田政友会」からは「子どもの貧困について」のご質問をいただいております。主な質問内容につきましては「土曜学習について」、「奨学金制度の創設について」ということでのご質問でございました。「土曜学習」については、今後本庁地区での開催ということで、今年度は生涯学習センターにおいて開設をし、順次拡充をしていきたいという答弁でございます。「奨学金制度」については、国・県の奨学金制度の創設に伴って、給付型の部分をみながら市として考えていきたいという答弁でございました。

2番の「日本共産党」からの質問につきましては、4番の「いのちとくらしを守る施策の拡充について」ということで、「就学援助の拡充」それから「入学準備金の支給時期」等についてのご質問をいただいたところでございました。

3番の「市民クラブ」にあつては、新しい新発田の歌、新市歌を市制施行70周年に合わせて制定しました。つきましては、新市歌を小中学校における合唱コンクール等での歌曲として採用してはどうかというご提案、また、2番の「福祉施策について」では、家庭の貧困化と教育の相関関係についてのご質問、それから3番の「教育課題について」では、「いじめ対策」や「教職員の拡充」ということで市独自に採用を広げてはどうかというご提案でございました。

詳細は答弁、再答弁のところをご確認いただければと思います。

めくっていただきまして2、3ページになりますが、代表質問が終わったのちの議員個人からの一般質問が15人の方からございました。4番の若月学議員からは「歴文化基本構想の策定についての考え方」についてご質問がございました。8番の小柳肇議員にあつては、「学校給食費を無償化すべきではないか」ということでご質問をいただいたところであります。9番の佐藤真澄議員にあつては、「小・中学校のエアコン設置の

取り組み状況について」ということで、普通教室に対するエアコン設置の考え方をご質問いただきまして、「当面、総合的に学校施設・設備の整備を進めていく上では、すぐに普通教室にエアコンを設置するという考えは持っていない、全体的な教育施設・設備の整備の中で考えていく必要がある」ということで答弁しております。12番の石山洋子議員にあつては、「発達相談支援室の設置について」ということで、「就学前の相談体制を連携させるべきではないか」ということで、専門的な窓口を設置してはどうかというご提案を含めてご質問をいただいております。答弁・再答弁の詳細は以降のページに記載して報告とさせていただきますので、ご確認いただければと思いますし、その後に開催をした常任委員会での補正予算等々に関する質問も後段の方に委員会報告書として掲載しておりますので、確認していただきたいと思っております。以上概要報告ということで、ご了承いただきたいと思っております。

○大山教育長

定例会の概要について説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

○桑原委員

4、5ページに記載のある「土曜学習」についてですが、これについては徐々に拡大していったら、家庭学習の時間が伸びているということだと思います。来年度から財源が変わることについて、「土曜学習」は貧困家庭の児童だけではなく、誰が来てもいいのですか。来年度からは「生活困窮世帯の子どもに対する学習事業」という財源を利用するということですが、すべての児童生徒が来ても財源の使途として問題はないのでしょうか。

○伊藤中央公民館長

補助事業の関係でこういった事業を使うわけですが、そこには縛りはあるのですが、拡大解釈して教育機会の公平性の確保ということもうたわれていますので、制限はしていかないということで広く呼び掛けて受け入れていきたいと思っております。

○小池委員

もう一つの視点として、そこが貧困家庭だけが使っている場所というイメージが広がることがある種の差別の意識のきっかけにもなるので、学校現場にある者としては、だれでも行けるけど対象になる人たちを確実に救う場であることで活用が広がっていくのではないかと思います。

○桑原委員

塾とか家庭教師を使えない本来の対象者となる生徒たちが、実際にしっかり利用できる場になってほしいと思います。そこへ行くのを遠慮することなく使える形にしてほしいと思います。

○大山教育長

もともとは中学校で少し勉強が遅れている子をなんとか助けたいというのが発想でしたから、そこは学校と連携をよくしながら、学校の先生方にも課題を与えて、「土曜日そこに行くとかこういうことをやっているよ」くらいの背中を押してもらおうということ

が必要だと思います。

○大山教育長

他にはございませんか。

○関川教育長職務代理者

ひとつ質問をよろしいでしょうか。

石山洋子議員の「発達相談支援室の設置について」の一般質問に対する再答弁のところに、市長が「平成29年度中に副市長をキャップに一本化できるのか、それとも一本化よりも今のように個々に対応した方がスピーディということもありうるということも含め平成29年度には答えを出したい」という答弁があります。これに関する動きというのは感じられますでしょうか。市長部局から打診は来ていますか。

○大山教育長

実はこれは去年、市長が議会で約束をして「副市長をキャップにして検討を進める」という約束をしていたんです。ところが実際は検討が進んでいなかったのので、再度ここでお約束をし直したということです。これから庁議というか、市役所のトップによる意思決定の会議がありますから、そこで招集をかけて実際に動き出すようであります。まだ組織ができた、検討が始まったという話は聞いていません。これからだと思います。

○関川教育長職務代理者

この問題についてはずっと前から懸案事項になっていたと思います。ところが市の行政組織上は非常に難しい問題があるらしく、なかなかうまくいかないという経緯があったと思います。このたび市長の肝いりでしっかり検討がなされていくことに期待をしたいと思います。もともと「子ども課」という課があるわけですので、そのへんがすくとんと落ちないままずっと続いているわけです。学校教育課と子ども課の関係というのは非常に難しいという歴史がありまして、そのへんがすきっとしてくれると市民にとっても非常にいいんだろうなと思います。

○大山教育長

非常にいろんな問題が重なってしまっていて、発達障害、障害系の問題とか貧困、社会福祉系の問題とか様々ケースによって違います。それが、「こども課」だと就学前まで、教育委員会に来るとどちらかというと義務教育の間と、そして卒業すると社会福祉課というふうに対応する窓口がどんどん変わっていくというところもありますし、また内容によって社会福祉的なことをいくら義務教育期間中とはいえ、家庭の貧困問題とか、お父さんがこうなって困っているとかという問題を学校教育課に持ち込まれても困るということもあって非常に悩ましい問題です。ひとつの窓口でワンストップサービスですべてできるのがいいという考え方もあります。石山洋子議員はどちらかというところそういう考え方です。ですから質問でも学校の先生をそこに置けないのかという質問をされているわけです。そういうことが果たしていいのかどうかということです。医療から福祉からすべてを一つの窓口で答えるというのは不可能だと思いますから、逆に、そこは一つの窓口はあるけれども、そこからきれいに各専門分野、学

校関係であれば学校関係の窓口を紹介してあげるとか、福祉関係の問題であれば、社会福祉課の窓口を紹介するとか、そういったコーディネートのことができる窓口を作った方がいいのではないかという話とか、今のところいろいろなアイデアがありますので、最終的に市長がどういう決断をするかわかりません。私も石山議員から何回か質問を受けて答弁していますが、「一元化というのは聞こえはいいけれど、実は専門的なところが分かれているので、いろんな窓口がいろんなところに必要だし、そこにつなげられるような形がいいのではないですか」というようなことをやり取りさせていただいたことはあります。非常に悩ましい問題だと思います。

○関川教育長職務代理者

私も教育長がおっしゃるようにコーディネートの窓口が必要ではないかと思います。この子はこういう理由で相談に行っている、この子は福祉的な問題があるので社会福祉課の方で面倒をみていくというふうに、はっきりしていることが大事だと思います。それがいつの間にかどこにも相談せず、学校も知らないということがあって、というのが困るわけです。コーディネートと整理というか、情報がきちんと整理されていて、ここに聞けばどこに今お世話になっているのか一発でわかると、そういうことがあるとかなり違ってくるのかなという気がします。いまのところ自分たちの窓口のことを一生懸命やっているという気がします。

○大山教育長

そのへんも含めて庁議等で発言の機会があれば、そういったようなことをお願いしていきたいと思います。

○杉本教育総務課長

教育委員会に子ども課を迎えるという方法もあります。

○大山教育長

それはかなり懸案になっていますが、今「子育てコンシェルジュ」をやっていますが、それが落ち着くまで保留状態になっています。どんなに早くても31年度からだと思っています。

○関川教育長職務代理者

市長のおっしゃり方からすると「幼児教育というのは大事だ」とおっしゃっています。だとすれば幼児というものを考えたときに、生まれてから一貫して面倒を見ていくという考えになるのかなと思います。課長がおっしゃるように教育委員会に子ども課を吸収してやっていくとなると巨大な組織になっていくので、行政上のことを考えるとまた大変なのかなと思います。難しいテーマだと思いますが、そういう中で舵取り、コーディネートをやる者を大事にしていただきたいと思います。

○大山教育長

わかりました。

その他の項目につきましてお願いいたします。

○大森教育総務課長補佐

本日追加で資料を配付させていただきました平成28年度の学校統合の進捗状況について少し報告をさせていただきたいと思っております。

昨年度ご承認いただいた方針に基づきまして活動を行ってまいりました。はじめに「紫雲寺中学校区」でございます。紫雲寺中学校区では「紫雲寺地域統合小学校検討委員会」が立ち上がっております。

開校目標は平成33年4月としております。

統合校については紫雲寺小学校を統合校とすることでほぼ地域から了承をいただいております。

進め方といたしましては、各小学校区単位で検討を行っております。まず紫雲寺小学区では、保育園と小学校でアンケートを実施いたしました。その結果、90%以上の保護者が統合に賛成をしているということでございます。また、紫雲寺小学校区自治会協議会でも統合の方向で合意をいただいております。

米子小学校区では、保育園保護者会、小学校PTAで統合に向けた課題について、今、整理をしているところでございます。また、小学校区自治会連絡協議会では、統合の方向で合意をいただいております。

藤塚小学校区につきましては、保育園保護者会、小学校PTAで「統合に賛成か反対か」というような聞き方ではなくて、「統合するにあたり不安なことはなんですか」という聞き方でアンケートを実施しました。その結果、「通学支援」、「大漁太鼓の保存」、「地域との運動会の開催」の3点が主なものであるということでございました。

また、藤塚浜町内会の役員会では、統合に前向きな方向で検討を進めておりますが、藤塚小学校区につきましては、5月の第2週くらいに町内会の総会があるということでございます。そこで地域としての方向性を決定したいということで話を聞いております。

平成29年度につきましては、下の四角で囲まれた部分にありますとおり、平成33年4月、紫雲寺小学校を統合校として開校する方向で、今後も地元と協議を継続していきたいと考えております。

なお、課題といたしましては、米子小学校区、藤塚小学校区から子どもたちの登下校の安全のために、いま全市一律の通学距離による通学支援の要件がございますが、それによらないで通学支援をお願いしたいとの強い要望があります。私どもといたしましても、望ましい教育環境の実現のためには、どうしても3校での統合が必要だということですので、大きく通学環境が変化する米子小学校区、藤塚小学校区の児童については十分考慮しながら通学支援を検討してまいりたいと思っております。また、市長部局で作成しております「新発田市地域公共交通網形成計画」というものがございます。その中で地域の公共交通については、学校統合に合わせて検討することですので、市民まちづくり支援課とも連携をして進めてまいりたいと思っております。

次に、右上段になりますが、豊浦中学校区でございます。

豊浦中学校区につきましては「豊浦地域統合小学校検討委員会」が立ち上がっております。こちら開校目標については、平成33年4月としております。統合校につきましては、現在、平成28年度の検討委員会の中で中浦小学校、本田小学校の2校のいずれかを増築し対応したいと考えております。その下にそれぞれの小学校になった場合の増築内容について記載をしております。検討状況につきましては、いまほどの

候補校を2校に絞り込んだということでございます。これをもとに平成33年4月開校を目指して今後も地元と協議を行っていきたいと思っております。

なお、この豊浦中学校区におきましては、中学校も含めまして給食調理がすべて自校方式となっております。統合に伴いまして、既存の調理場から統合校に配食することは食数の関係で非常に難しいという問題もあります。また、ご存じとおりの地域の地域では児童クラブが豊浦地区公民館の中で、間借りをして行っており非常に手狭となっている状況がございます。子どもたちの教育環境を考えた場合、移転を検討する必要もあるのではないかとのご意見も出ております。参考までに、平成29年度の登録予定では50名となっております。国の基準では1人あたり1.65㎡ですので、本来であれば、82.5㎡必要なのですが、現状は約49㎡となっております。

また、豊浦中学校区におきましては、地域の特性から集落間の距離が非常に長く、またご存じのとおり国道460号につきましても歩道が全区間整備されておりません。また、交通量の多い路線が多いため登下校の安全確保が非常に難しいというご意見もいただいております。これらのことから、まず豊浦中学校区では、共同調理場、児童クラブの建設等についての検討も必要になってくるだろうと思われまます。また、紫雲寺中学校区と同じように全市一律の通学距離要件によらない危険度など通学環境の実態に応じた通学支援の検討が必要と考えております。

次に、下段の七葉中学校区でございます。こちらについても目標としては平成33年4月となっております。統合校としては七葉小学校を予定しております。平成28年度の状況といたしましては、11月に地域が自主的に菅谷小学校区の教育環境を検討するための組織「菅谷小学校区教育懇話会」が設立されました。12月14日には第1回の教育懇話会が開催されまして、私どもの方から「新発田市立小中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」と今後の児童数の推移、複式学級の見込み等について説明を行ったところでございます。

これに基づきまして、地域の教育懇話会の組織から2月末に、菅谷小学校、菅谷保育園の全保護者に対して第1回の教育懇話会の概要報告と「新発田市立小中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」の資料を配布したところでございます。七葉中学校区につきましましては今後も教育懇話会と協議を進め、学校統合に向けた具体的な工程を導いてまいりたいと思っております。

また、紫雲寺中学校区におきましては、藤塚小学校区のPTAと藤塚浜保育園の保護者会から、統合についての話が出てからかなりの時間が経過しており、今のPTA、保護者会の方々が内容がわからないということで今月27日の夜に、藤塚小学校PTAと藤塚浜保育園の保護者会の皆さんを対象とする説明会を開催する予定にしております。以上でございます。

○大山教育長

説明が終わりました。

学区再編について、このように取り組んでいるということでございます。経過報告ですが何かご質問等ございますか。

○大山教育長

ないようですので、このように進めさせていただきたいと思っております。また進展がありましたらご報告させていただきたいと思っております。

その他のご報告はありますか。

○大山教育長

ないようですので、教育委員会・今後の日程（予定）について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それではその他資料の一番最後のページをお願いいたします。

今日現在の日程ですが、これまでご案内させていただいた内容については白抜きの状態であります。網掛けの部分が、新たに加わったところがございます。本日、定例会終了後、猿橋児童クラブ、猿橋第2児童クラブ視察のためにご足労いただきたいと思います。なお、視察後、猿橋小学校との連携ということもありますので、校長先生、前学校教育課長のところに教育委員の皆様にもお立ち寄りいただきたいとご要請がありますので、お時間の許す限りお立ち寄りいただきたいと思っております。視察につきましてはそれほど時間はかかりませんので、直接現地に行かれて現地解散ということも可能ですし、こちらから公用車にご搭乗いただきましてまたこちらに戻ってくるということも可能ですので、いずれかご利用いただければと思います。

4月7日の教育委員会合同歓送迎会につきましては、69人の参加というふうにお聞きしております。この会議が終わりましたら萩野課長から当日の役割等についてをお願いをしていただくことになっております。

4月14日金曜日の合同歓送迎会につきましては、あらかじめ桑原委員、小池委員の方からご都合がつかないということでご連絡をいただいております。

4月26日の三市北蒲の教育長部会であります。大山教育長、関川教育長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5月の網掛けをしてあります21日の市制施行70周年記念式典ですが、式典後の祝賀レセプションについては教育長のみということでご了承いただきたいと思っております。

また、5月26日の関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会ですが、神奈川県大和市の方へ関川教育長職務代理者に大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

5月30日か31日と記載してあります聖籠町での三市北蒲原郡教育委員会連合協議会定期総会及び研修会につきましては、31日に実施したいということで聖籠町から昨日連絡がありましたので、31日水曜日に決定させていただきたいと思っておりますので、日程を調整いただければありがたいと思っております。午後の事業になります。

7月22日には、「私の主張 新発田大会」ということで、市民大会と合わせて開催されますのでご高覧いただければありがたいと思っております。今後の日程につきましては4月から8月までの現在確定している日程を記載させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○大山教育長

よろしいでしょうか。説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

○大山教育長

そのほか、何かございますか。

○大山教育長

ないようですので、以上で、教育委員会平成29年4月定例会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会

新発田市教育委員会教育長

委 員